

## 第2回子ども・子育て会議認可・運営基準検討部会の概要

開催日時	平成26年5月9日(金) 午後1時30分～午後4時30分
開催場所	奈良市役所 中央棟6階 第1研修室
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準(認可基準)について</li> <li>2. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(認可基準)について</li> <li>3. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準について</li> <li>4. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について</li> <li>5. その他</li> </ol>
出席者	出席委員4人(欠席委員1人)・事務局13人
開催形態	公開(傍聴者:なし)
担当課	子ども未来部子ども政策課
<b>議事の内容</b>	
<p>1. 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準(認可基準)について 事務局より、平成27年度以降の幼保連携型認定こども園の認可基準の考え方について、資料を基に説明を行った。</p>	
<b>〔質疑・意見の要旨〕</b>	
亀本委員	既存の建物以外に新しく認定こども園を設置する場合は2階建以下にするということですか。基本的には現行の施設も新たな施設も含めて基準を満たせばいいということですか。
事務局	耐火基準、転落防止の設備等があれば3階以上も認められます。移行特例につきまして、幼稚園からの移行については、現状認可された施設であれば問題ありませんが、現行2階までとなっておりますので、3歳以上の子どもを幼保連携型で3階以上の保育室に置くことは考えにくく、一方保育所の場合は現状で3階以上が認められているので、そのまま移行できると考えております。
亀本委員	<p>特に3歳未満児のところでは、4階以上は現実離れしているのではないのでしょうか。実際に3人の乳児を抱えて地震や火災の際に走れるか、それを踏まえてこの機会に安全基準を現状に照らして考えてみてはどうでしょうか。大都市部なら分からなくはないですが、奈良市の中であえて4階以上を含めたところを国基準どおりに認可していく必要はあるのでしょうか。特に職員配置基準は財政難の問題もあり厳しいと思いますので、せめて安全対策を第一義的に考えて欲しい。</p> <p>地産地消についてはしっかり書いていただき感謝をしています。市立の認定こども園で給食の外部委託を考えられる場合は、この基準を是非選考基準に入れていただきたい。民間には努力義務になるとは思いますが、今</p>

後認定こども園を増やしていこうということで議論されていると思いますので、これを形骸化することなく地域経済のことも踏まえて認定こども園も一役買っているんだという運用をよろしくお願いいたします。

事務局 地産地消につきましては努力義務ではありますが、公立で委託する際は、仕様書等でできるだけ県内産のものを入れていくような形で進めたいと思います。職員の配置につきましては、安全面で市独自の基準を設けてはどうかということについて、また検討させていただきます。

掘越委員 9ページの第27条は、学校教育法施行規則に沿った形だとは思いますが、各教科という表現はこれに合わせた表現という事でよろしいですか。保育を中心に考えた時に、教育保育というのは分かりますが、各教科という表現に違和感を感じました。

## 2. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（認可基準）について

事務局より、平成27年度以降の家庭的保育事業等の認可基準の考え方について、資料を基に説明を行った。

### 〔質疑・意見の要旨〕

亀本委員 保育資格を必須条件としていただき、ありがとうございます。認定こども園で地産地消の努力義務がありました。預ける場所によってそれが無いというのはいかがなものかなと思いますので、同じように条文に入れていただきたいと思いました。次に、建物のところは先程も言いましたように、非常時を想定して基準を設けないといけないと思うので、4階以上が今も無いのであれば尚更いらないのではないのかと思いました。

事業所内保育所ですが、17ページの「利用定員19人以下のものに限る」というところで、19人以下であれば小規模保育事業のA型を適用すればいいのではないのでしょうか。事業所内保育所にそこまで求めることは難しいかもしれませんが、奈良市が調整してそこを進めた、あっせんしたということになれば、当然それぞれの施設が同じような基準をかすめるのではないのかなと思います。

事務局 小規模保育事業のA型を準用するという形で書いておりますので、緩和等はされていないと考えております。現在小規模保育事業等はございませんが、今後認可外の保育施設が参入する可能性が考えられます。現行の認可外保育施設で言えば、3階、4階というような所もございますので、その辺りを考えたときに、保育所や幼稚園でしたら既存のみながございますけれども、小規模保育事業等は全く初めてとなります。ご懸念は私たちも理解をしておりますが、参入障壁となる可能性もあるのではないかと思います。

ことでこういう形で今回ご提案させていただいた次第でございますので、また検討させていただきたいと思います。

部会長 地産地消のところは私も賛成ですが、費用対効果を考えたときに割高になってしまい、利用者の負担が大きくなるかもしれません。事業者も社会福祉法人だけではなくりますので、結果的に利用者が利用しにくい状態になるとそれも望ましくないので、ご検討をお願いしたいと思います。

西山委員 現在の幼稚園の設備では2階までとなっておりますが、特別な状況によっては3階を認めるということで、保育室以外の管理室、簡単に言えば保護者の会議とか物品を収納する場所が必要となりますので、保育室は2階までですが、そういうものをエリアに入れていただきたいと思います。今日も避難訓練をしたところですが、傾斜路といっても滑ることが目的で、子ども一人でも滑ることができるというその角度がとても大事です。3階からスロープというのはとても無理で、2階が限界ですので、その辺を曖昧にするのではなく、最悪の時の非常手段で一番大事なところですので、もう少し抜け道がないようにしていただきたいと思います。

部会長 今のところは全体にも関係がありますので、資料1も含めてご検討いただきたいと思います。現実的な問題と理想として持つておかないといけないものをこの条例にどう挙げるかという問題がありますので、少し擦り合わせすることはとても大事なことです。理想だけでいってしまうと実際運営しにくいことも出てくるので、そこは非常に大事ですが、かといって基準を緩めて子どもたちが逃げられなかったということはいけないので、奈良市は奈良市としてお考えいただけたらと思います。

### 3. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準について

事務局より、平成27年度以降の確認制度に基づく運営基準の考え方について、資料を基に説明を行った。

#### 〔質疑・意見の要旨〕

亀本委員 第7条で「特定教育・保育施設は、法第42条第1項の規定より市が行うあっせん及び要請に対し出来る限り協力しなければならない」と書かれていますが、これは支援法の第42条第2項のところには「あっせん及び要請に対し協力しなければならない」とはっきりと明記されているのに、何でここでは「できる限り」を入れるのかなと、逆に言うと拒否してもいいように受け取られないかなと思います。

次は第13条の第2項で法定代理受領を受けない場合について記載されていますが、これは法の枠外の施設を認めることになるのではないですか。

これは前にも言わせていただいたとおり、子どもの教育・保育を平等に受けるためにできるだけ差別的なものは認めるべきではないと思います。第3項、4項のところにも上乗せ徴収のことが書かれていますが、保育所では基本的にはできなかつたのではないかと思いますし、必要ならば最低限に留めるということで、お金のあるなしで子どもたちが不利益を被る事がないようにしていただきたいと思いました。7ページで、「文書による同意を得なければならない」という文言や、「証明を出さなければならない」とあり、おそらく一定の歯止めをかけようということを出されているとは思いますが、同意を得れば徴収できるということになってしまうような気がしましたので、その辺りは市が一定の基準を設ける必要があるのではないかと思います。

事務局 あっせん等については、府令の中に入っている部分をそのまま引用しております。法の中でも、あっせん・要請を受け入れなければならないではなく協力しなければならないという形で表記がされておりますので、できる限り協力しなければならないという表現を、私たちは違和感なく受け入れました。その辺で府令においてできる限り協力という平易な表現に変わったと理解しております。調整と要請の次にさらに強い措置ということも市としてはあるので、調整や要請段階では協力に対する義務、さらに必ず入れないといけない子どもについては措置をするという体制を取っていくこととなります。

第13条ですが、例外的なものをあげるということで、あえて書かれているという条文であると理解していますが、推奨しているわけではなく、そういう場合はそういう子どもを対象にするということで書かれている条文であろうと理解しております。利用者負担等については、教育・保育の質の向上に係る分の上乗せ徴収と便宜に係る分とが2つありまして、質の向上につきましては、附則の第2項の方で市の同意が必要であると定められております。市が最低限の基準を定めるということもよく分かるところですが、事業者がどのような取り組みをされるのかによって変わってまいりますので、いくら以下にするという基準を定めるということも難しく、市の同意というところが歯止め、ストッパーの部分になると考えておるところです。

西山委員 事業主の会計基準はどこかに規定されていますか。我々運営する立場からすれば、公認会計士が義務化された当初は厳しく思っていたのですが、情報公開も進んでおりまして、情報公開が必要な場合は、専門家の方々の指導を基に公開して、非常にいい結果が出てきました。限定の基準でも結構ですので、不正が防げる、税金を無駄にしないという意味では、やはり

公認会計士等を入れない会計報告とは全く違います。思いが違う方も入ってこられるかもしれませんが、いかがでしょうか。

事務局 公認会計士については、現在私学助成を受けている幼稚園等については、義務化ということで書かれている分でそれも施設型給付を受ける場合に、第三者評価と同じように公定価格の中でコストに乗せるかどうかという議論が国で行われていると聞いております。

部会長 保育所では、大きな法人で保育所を複数運営されておられる所は当然公認会計士を入れていて、逆に小さい所で自分で全部経営しているところとでは温度差があります。第三者評価については、おそらく国から今後出てくるだろうと思いますので、それはご確認していただきたいと思います。現在は受審するのに費用がたくさんかかり、受審する事業者が少ない状況ですので、受審しやすいような環境、その結果の情報公開ということが大事かなと思います。

掘越委員 第三者評価の予算がとにかく付いてこない、それを努力義務からもうちょっと上というのが難しいだろうと思いますが、受審しやすい状況になれば、質の保障にもつながりますので、その辺りを改正していただけたらと思います。

#### 4. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

事務局より、平成27年度以降の放課後児童健全育成事業に関する基準について、資料を基に説明を行った。

#### 〔質疑・意見の要旨〕

亀本委員 バンビーホームは全国で先駆けてやってこられたと思いますが、条例を制定すると、委託もあり得るということですね。たくさんの保護者が、奈良市で運営しているバンビーホームを存続して欲しいと思っているので、引き続き運営してほしいと思います。3ページの放課後児童支援員及び補助員のところですが、安全や責任の問題から、特に外部委託していくということであれば、その文言を入れたからといって保護者として安心はできませんが、「各ホーム1人は正規職員とする」という文言を入れることはできませんか。

部会長 一度ご検討いただければと思います。学校現場は「長」という責任者がいるが、放課後児童の現場は、誰が責任をとるかということが曖昧です。学校の敷地内にあるが学校でない、校長先生の責任の範疇ではないはずで。保護者は学校の敷地内にあるので、学校の責任で何とかしてくれると

思っているがそうでもない。学童保育の需要も高まっていますので、今までどおりではなく見直した結果、その辺りのシステムをはっきりさせた方がよいのではないのでしょうか。特に不審者対応やその時間に地震が起こった場合、誰が逃げろという指示をするのか、放課後に関してはかなり曖昧なので、奈良市はせっかくバンビーホームをやってきたので、そこまで考えていたというモデルケースになってほしいです。

**掘越委員** 第10条第4項の「おおむね40人以下」というところで、これを変えることはなかなか難しいと思いますが、小学校で1年生を1クラス30人以下の学級にしている状況がある中で、本来放課後子どもたちが過ごす家庭的と言われるべき時間帯ですので、学童が落ち着かない場所になりがちな状況にあると聞いているので、もう少し考えられるといいなと思います。もっとゆったり過ごせるような形に改善して方向性をもし奈良市が検討するのであればいいなと思います。条例ということに関係ないかもしれませんが、質の向上ということも大事ななと思います。

**部会長** 予算の問題もありますが、奈良市として真剣に売り出すのであれば、バンビーホームのことも含めて世間にアプローチできればいいと思います。「奈良はそういうこともやっているんだ、学校教育も受けて、放課後もしっかりとみてる」というくらいのアプローチでなければ。放課後がこれからのメインです。放課後は市民ニーズとしては高く、行き場がなくて困っている方もいますし、学童保育が充実していれば塾に行かなくていいのにと思っている方もいます。長時間保育に慣れた子どもがどんどん入ってきて、保護者も預けることに慣れていきますので、小学校入学と同時に不安定になる方もいます。ぜひバンビーホームを活かしてほしいと思います。

5. その他

事務局より、次回会議の日程について説明を行った。

資 料	<p>【資料1】奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）</p> <p>【資料2】奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について</p> <p>【資料3】奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）</p> <p>【資料4】奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について</p> <p>【資料5】奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）について</p> <p>【資料6】奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）について</p> <p>【資料7】（仮称）奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（素案）</p>
-----	---